

## その他の支援制度

## □□□ 広域物流網利用促進事業 □□□

貨物輸送について、トラックによる陸送から県内発着の海上輸送や鉄道輸送へのモーダルシフト、県外港湾利用から県内港湾利用へのシフトなどをお考えの方は、是非ご活用下さい。

また、「大口割増」、「下り荷割増」、「立地企業等割増」、「ホワイト物流割増」の各種割増制度も設けております。

## ● 対象者

県内の港湾（細島港、宮崎港、油津港）を発着する海上定期航路※、又は貨物駅（延岡駅、南延岡駅、佐土原オフレールステーション）を発着する貨物列車を利用して貨物を輸送する荷主企業又は運送事業者

※フェリー航路については、神戸港着のみ対象

※都城オフレールステーションは、県外の貨物駅からの発着となるため対象外。

## ● 支援内容

- ・ 県内発着の海上定期航路又は貨物駅を利用する貨物に対し、輸送した貨物量に応じた額の補助を行います。
- ・ 補助対象は年度内（4月～翌年3月）の12か月間に輸送した、新規貨物又は増加貨物です。

## 補助単価（例）

- ・ トラック（8 m以上）：8,000円 ・ 海上コンテナ（40 フィート）：10,000円
- ・ トレーラー（8 m以上）：10,000円 ・ 鉄道コンテナ（12 フィート）：3,000円

## 割増制度

いずれの場合も1.2倍に割増されます。

- ・ 大口割増：補助単価表で積算して得られた総額が250万円以上の場合
- ・ 下り荷割増：宮崎県着の貨物
- ・ 立地企業等割増：荷主が立地企業や成長期待企業、地域中核的企業に認定されている場合
- ・ ホワイト物流割増：荷主又は運送事業者が「ホワイト物流」推進運動に参加している場合

## ● ご利用方法

下記問合せ先にお電話いただくか、県庁ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/sogokotsu/shigoto/butsuryu/20220328214022.html>

問合せ先

宮崎県 総合政策部 総合交通課 広域交通・物流担当 TEL 0985-26-7038